

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は名古屋市立南光中学校生徒会とよぶ。

第2章 目的

第2条 本会は生徒の自主的活動により学校や地域と協力して、南光中学校の生徒の向上と学校生活の充実につとめ、本校の発展をはかることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会の会員は南光中学校生徒とする。

第4章 生徒議会

第4条 生徒議会は本会の目的を達成するために必要な処置をとる権限をあたえられる。

第5条 生徒議会は定期に開く。ただし、必要に応じて臨時議会を開くことができる。

第6条 生徒議会は生徒会役員と学級により選ばれた男女各1名の学級委員、各種委員会委員長によって構成する。

第7条 学級委員と委員長のみが議決権を有する。議決は出席委員の過半数の賛成による。

第5章 生徒会執行部

第8条 生徒会役員及び各種委員会委員長の所属する機関を生徒会執行部とよぶ。

第9条 生徒会執行部は生徒会の活動、運営をはかり、議会で議決された事項をとり行う。

第10条 生徒会役員は会長1名、副会長2名、執行委員3名で構成する。

第11条 生徒会役員選挙に関しては細則を別に定める。

第6章 各種委員会

第12条 本会は、目標達成のために必要な各種委員会をおく。

第13条 各種委員会は全学年の委員が集う全校委員会を原則とする。ただし必要に応じて学年委員会などの臨時委員会を開くことができる。

第14条 各種委員会は、各学級男女各1名で構成する。

第7章 学 級

第15条 学級は生徒会活動の基盤であり、学級委員を通じて学級の意志を生徒議会に伝える。

第8章 学級委員会

- 第16条 (1) 学級委員会は各学級の学級委員によって学年単位で構成され、必要に応じて開くことができる。
- (2) 学級委員会は必要に応じて学年代表をおくことができる。選出方法は学級委員会で定めたものとする。

第9章 生徒総会

第17条 本会が必要と認めた時は生徒総会を開くことができる。

第10章 顧 問

第18条 顧問の先生は学校長の委嘱によって決まり、生徒会活動の指導・助言にあたる。

第11章 最高決定権

第19条 生徒会についての最高決定権は学校長にある。

第12章 会則の承認と修正

第20条 本会則は以下の手続きにより承認、及び修正される。

- (1) 総委員の3分の2以上の賛成により可決される。
- (2) 学校長によって承認される。

第13章 付 則

第21条 本会則の施行に必要な細則は必要に応じて別に定める。